

赤穂市不足額給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第 5 3 号

赤穂市不足額給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

赤穂市不足額給付金支給事業実施要綱（令和 7 年赤穂市訓令甲第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け府地創第 3 2 7 号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前条第 1 項第 4 号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、原則として、4 万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金の額並びに前条第 1 項第 1 号の規定により支給される不足額給付金の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）。

第 7 条第 2 号中「又は第 3 号」を「、第 3 号又は第 4 号」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。